

報告第 15 号

一般財団法人国際都市おおた協会の経営状況に関する書類の提出について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、一  
般財団法人国際都市おおた協会の下記の書類を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松原 忠義

記

一般財団法人国際都市おおた協会の経営状況に関する書類

- 1 平成 29 年度事業報告書
- 2 平成 29 年度決算書
- 3 平成 30 年度事業計画書
- 4 平成 30 年度収支予算書

平成29年度

事業報告書

自 平成29年12月21日

至 平成30年 3月31日

一般財団法人国際都市おおた協会

## 1 協会の設立

### (1) 法人設立日（登記申請日）

平成 29 年 12 月 21 日

### (2) 設立の背景・目的

大田区では、平成 30 年 3 月 1 日現在で 122 か国、22,938 人の在留外国人が住民登録をしており、直近 10 年間で 30%以上増加している。

また、羽田空港国際線を利用した入国者数は前年比で約 3 割増の 326 万人となっており、大田区を訪れる外国人についても、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として今後さらに増えていくことが想定されている。

こうした状況のもと、平成 29 年 3 月に行われた「国際都市おおた宣言」では、訪れる人をおもてなしの気持ちで迎える「観光」の魅力、多様性が尊重される「多文化共生」の大切さ、豊かな未来をつくる「産業」の力強さを、地域力を活かして推進していくことが宣言されている。

国際都市おおた協会は、この宣言を具現化し、大田区における国際交流及び国際協力の活動支援、国際人材の育成等を地域との連携・協働を通じて推進し、地域の活性化に寄与することを目的として設立された。

今後は大田区の方針のもと、関係各方面と横断的に連携・協働しながら、柔軟性と効率性のある事業運営を行い、区民主体の活動を促進するコーディネート機能を持つ中間的支援組織としての役割を担っていくことが期待されている。

## 2 理事会

一般財団法人国際都市おおた協会定款第 34 条第 1 項に基づき、理事長が招集した理事会は次のとおりであり、各々承認を得た。

第 1 回	平成 29 年 12 月 27 日 出席理事 8 名 欠席理事 0 名 同席監事 2 名	・ 事務局の組織及び処務に関する規程（案）等について ・ 平成 30 年度国際都市おおた協会の開設に伴う職員採用について
第 2 回	平成 30 年 3 月 14 日 出席理事 6 名 欠席理事 2 名 同席監事 2 名	・ 事務局の設置について ・ 平成 30 年度事業計画書及び収支予算書について ・ 財務規定（案）等について

一般財団法人国際都市おおた協会定款第37条第1項に基づき、決議を行った理事会は次のとおりである。

第1回	決議のあった日 平成30年2月26日 同意した理事 8名 確認した監事 2名 (異議なし)	・評議員会の開催日時及び場所並びに評議員の目的である事項の決定について
-----	---	-------------------------------------

### 3 評議員会

一般財団法人国際都市おおた協会定款第18条第1項に基づき、理事長が招集した評議員会は次のとおりであり、各々承認を得た。

第1回	平成30年3月19日 出席評議員 6名 欠席評議員 1名 同席監事 0名	・平成30年度事業計画書及び収支予算書について ・理事及び監事の報酬の額及び評議員に対する報酬等の支給の基準について
-----	---	---

### 4 職員募集

平成30年度職員採用募集を平成29年12月27日から平成30年1月15日までの期間で実施したところ、114名の応募があり、4名を合格(1名辞退)とした。

(1) 第1次選考(書類選考)

第2次選考への通過者 114名

(2) 第2次選考(小論文)

平成30年1月28日実施 受験者 103名

第3次選考への通過者 12名

(3) 第3次選考(面接)

平成30年2月13日及び14日実施